

議案第94号

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中一部改正の件

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和2年12月1日提出

芽室町長 手島 旭

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第23号中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、引用条項を改めるため本条例を改正しようとするものであります。

芽室町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営（略）の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) 一略一</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) 一略一</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) 一略一</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) 一略一</p>